

1 概要

夫婦関係が円満でなくなった場合に、元の円満な夫婦関係を回復するための話し合いをする場として、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聞き、夫婦関係が円満でなくなった原因がどこにあるのか、どうすればその原因を取り除くことができるか等について、調停委員会が必要な助言をしながら、夫婦ご自身が夫婦関係を改善する方法を考えていくこととなります。また、その間の生活費の問題や、未成年の子どもと離れている親がいる場合には、その親と子どもとの面会交流をどうするか等についても話し合うことができます。

この調停手続は、離婚するかどうか迷っている場合にも利用することができます。離婚することで意見が一致すれば、そのまま離婚の条件についても話し合うことができます。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200円
- 連絡用の郵便切手・・・82円×8枚，20円×8枚，10円×10枚，2円×4枚　合計924円分

3 申立てに必要な書類

- 申立書 3通
→ 申立書は、相手に送付されますので、裁判所用、相手用、あなた用の控えの3通を作成してください。
- 事情説明書 1通
- 子についての事情説明書 1通
→ 未成年の子どもがいる場合に提出してください。
- 連絡先等の届出書 1通
→ 秘匿希望の場合は「非開示の希望に関する申出書」も作成が必要です。
- 進行に関する照会回答書 1通（これは、相手が見ることはありません。）
- 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書） 1通
→ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日にはあなた用の控えを持参してください。
相手に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日にはあなた用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと

思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手用のコピー2通全て同様に作成してください。）

- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

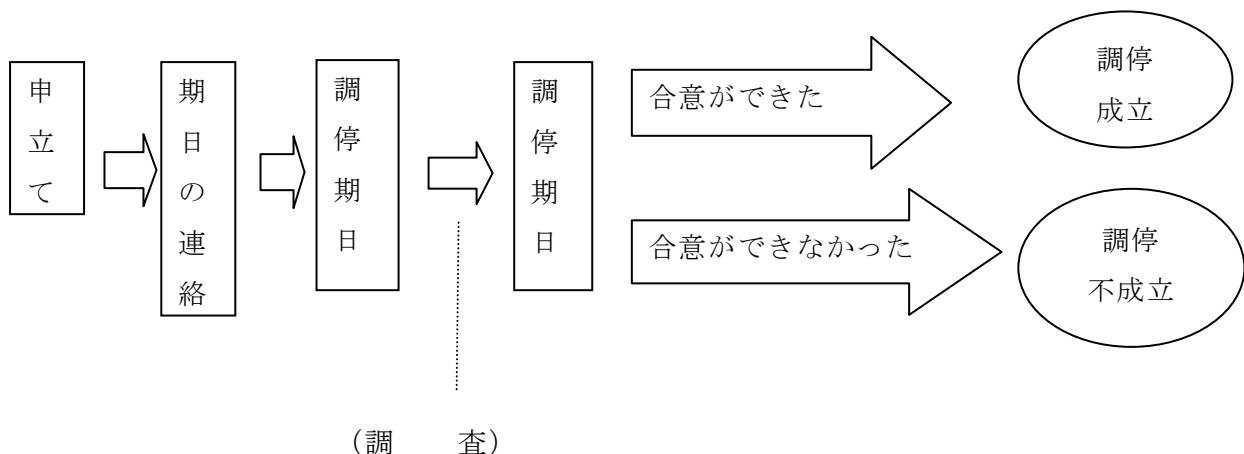
あなたの提出した申立書については、相手に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。（ただし、申立てにあたって提出された「進行に関する照会書」は、相手が見ることはありません。）

6 申立先

相手の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



- その他、ご不明な点がある場合は、担当書記官にお尋ねください。